

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 4月15日

香川県知事 浜田恵造 殿



提出者

住 所 香川県観音寺市豊浜町姫浜161番地1

氏 名 株式会社三興組

代表取締役 齋賀 仁

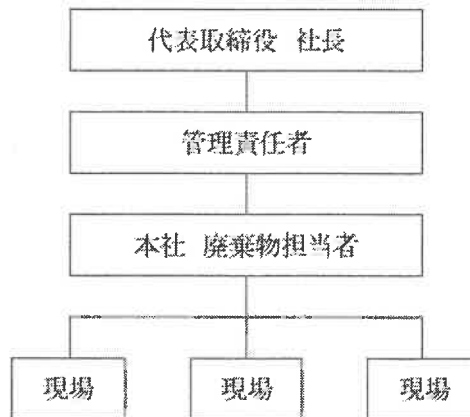
電話番号 0875-52-3525

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社三興組							
事業場の所在地	香川県観音寺市豊浜町姫浜161番地1							
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日							
当該事業場において現に行っている事業に関する事項								
①事業の種類	建設業 総合工事業							
②事業の規模	元請完成工事高 574,697千円							
③従業員数	25人							
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<table><tr><td>産業廃棄物の発生</td></tr><tr><td>↓</td></tr><tr><td>自社運搬又は収集運搬業者へ委託</td></tr><tr><td>↓</td></tr><tr><td>処分業者へ委託</td></tr></table>			産業廃棄物の発生	↓	自社運搬又は収集運搬業者へ委託	↓	処分業者へ委託
産業廃棄物の発生								
↓								
自社運搬又は収集運搬業者へ委託								
↓								
処分業者へ委託								

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 発注者の指示に従い、関連する法令、その他の規則を遵守し、抑制に努めた。 建設副産物情報交換システム等を利用し、情報を管理した。		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 発注者の指示に従い、関連する法令、その他の規則を遵守し、抑制に努める。 建設副産物情報交換システム等を利用し、情報を管理する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） がれき類・木くず・廃プラ・汚泥を、再生品として中間処理が出来るように分別した。 分別は、作業前に分別方法を計画し、作業員に指示を徹底した。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） がれき類・木くず・廃プラは再生品として中間処理が出来るように分別する。 分別は、作業前に分別方法を計画し、作業員に指示を徹底する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 一年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 一年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（　　—年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) がれき類は中間処理業者に委託して、破碎処理し再生利用できるようにした。 木くずは中間処理業者に委託して、破碎処理しチップにした。 廃プラスチックは中間処理業者に委託して、破碎処理し固形燃料にできるようにした。 汚泥は中間処理業者に委託して、乾燥して建設土として利用できるようにした。		

② 計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) がれき類は中間処理業者に委託して、破碎処理し再生利用できるようにする。 木くずは中間処理業者に委託して、破碎処理しチップにする。 廃プラスチックは中間処理業者に委託して、破碎処理し固形燃料にできるようにする。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別 紙

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

現状	【前年度(令和5年度)実績】							
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	建設混合廃棄物	汚泥		
	排出量	2,284.81t	58.35t	3.02t	12.19t	0.60t		
計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	建設混合廃棄物			
	排出量	2,000t	50t	3t	10t			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

現状	【前年度(令和5年度)実績】							
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	建設混合廃棄物	汚泥		
	全処理委託量	2,284.81t	58.35t	3.02t	12.19t	0.60t		
	優良認定処理業者への処理委託量							
	再生利用業者への処理委託量	2,284.81t	58.35t	3.02t	12.19t	0.60t		
	認定熱回収業者への処理委託量							
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							
計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	建設混合廃棄物			
	全処理委託量	2,000t	50t	3t	10t			
	優良認定処理業者への処理委託量							
	再生利用業者への処理委託量	2,000t	50t	3t	10t			
	認定熱回収業者への処理委託量							
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							

